令和3年4月の経営事項審査基準の改正に伴い、 入札参加資格の再審査認定を行います。(希望者のみ)

1 入札参加資格の再審査認定とは

令和3年4月以前の旧基準による経営事項審査結果(以下(「旧経審結果」という。)により認定を受けた令和3·4年度静岡県建設工事入札参加資格について、令和3年4月以降の新基準による経営事項審査結果(以下「新経審結果」という。)を反映させるため、入札参加資格者の申請に基づき、再審査を行い、認定するものです。

再審査の申請を行えるのは、<u>旧経審結果により入札参加資格の認定を受けている方に限ら</u>れます。

・入札参加資格の再審査認定は希望者のみを対象としています。

・入札参加資格の再審査を申請しない場合でも、令和3・4年度静岡県建設工事入札参加資格が消滅することはありません。

2 再審査認定の方法

・入札参加資格の総合点数のうち、客観的事項(=経営事項審査総合評定値)について旧経審結果を新経審結果に入れ替えます。それ以外の項目(主観的事項、技術者数要件)は、再審査前の入札参加資格の結果を据置します。

<等級格付を実施する業種の審査方法>

入札参加資格の業種	等級格付の項目			
	総合点数算定の項目			
	客観的事項	主観的事項	技術者数要件	
	(経営事項審査総合評定値)	(工事成績・表彰等)		
土木一式	新経審結果の点数に入れ替 えます	再認定前の点数の	再認定前の	
建築一式		とおりとします	人数とします	
電気、管	ん あり	こねりこしまり		

<等級格付を実施しない業種の審査方法>

入札参加資格の業種	総合点数算定の項目	
	客観的事項 (経営事項審査総合評定値)	
土木一式・建築一式・	新経審結果の点数に入れ替えます	
電気・管を除く 25 業種		

- ・等級格付(土木一式、建築一式、電気、管工事の4業種)は、既存の令和3・4年度静岡 県建設工事入札参加資格の等級格付基準を適用します。
- ・有効期限は、令和3・4年度(令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)の2年間限りとします。

3 再審査の申請手続

(1) 受付期間

令和3年7月1日(木)~10月20日(水)

(2) 提出資料

資料名	備考
令和3・4年度建設工事入札参加資格に関する再	様式は静岡県ホームページ「建設業
審査申請書	のひろば」より入手可能です。
令和3·4年度 静岡県建設工事入札参加資格結	
果通知書写し	
新経審結果通知書写し	○審査基準日が申請日から1年7ヶ
※新経審を申請中の場合に限り、申請書(受付行政庁	<u>月以内であること。</u>
の受理印必要) 写しでも申請可能ですが、新経審結果	○新経審結果通知の写しが郵送され
通知を受領後直ちに写しを郵送してください。	ない場合、認定ができない可能性が
	あります。

(3) 提出方法

郵送又は持参による。(<u>申**請受付期間内に当課必着**</u>としてください)

郵送の場合は封筒に「建設工事入札参加資格再審査申請書在中」と朱書きしてください。 **<提出先>**

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県交通基盤部建設業課指導契約班

(4) 留意事項

- ・再審査認定の対象となる業種は、入札参加資格の認定を受けている業種**全て**となります。(**認定された業種の一部について再審査認定は行いません。**)
- ・再審査の申請に併せ、入札参加資格の業種追加の申請をすることはできません。
- ・再審査の結果、総合点数や等級の変更が生じ、<u>再審査前は参加可能であった入札の参</u>加要件から外れてしまう可能性もありますので御注意ください。

4 再審査認定結果の通知

令和3年7月1日(木)~10日20日(水)までの期間の中で、毎月20日までに郵送又は 持参され、問題なく審査が終了した場合は、その月の最終営業日に郵送によって通知します。

5 再審査申請受付・審査期間中の建設工事入札資格申請等の取扱い

申請等の内容	取扱い	
新規資格取得	従来とおり受付します。	
入札参加資格の 業種追加	従来とおり受付します。	
廃業、変更届	従来とおり受付します。	

問い合わせ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県交通基盤部建設業課指導契約班

TEL 054-221-3059 FAX 054-221-3562

E-mail: kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp